

「衆議院選挙制度に関する調査会」（第13回）議事概要

1 日時：平成27年10月19日（月） 16:00～

2 場所：衆議院議長公邸

3 出席者：

座長	佐々木 毅	明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長
	荒木 毅	富良野商工会議所会頭
	岩崎美紀子	筑波大学教授
	大石 眞	京都大学教授
	大竹 邦実	地域社会ライフプラン協会理事長、元衆議院調査室長
	加藤 淳子	東京大学教授
	萱野 稔人	津田塾大学教授
	櫻井 敬子	学習院大学教授
	佐藤 祐文	横浜市会議員、前横浜市会議長
	曾根 泰教	慶應義塾大学教授
	並木 泰宗	日本労働組合総連合会政治局局長
	平井 伸治	鳥取県知事
	堀籠 幸男	慶應義塾大学特別招聘教授、元最高裁判事
	山田 孝男	毎日新聞社特別編集委員
	河村 建夫	衆議院議員

## 4 議事要旨

(1) 一票の較差及び比例代表について、委員間で討議を行った。

(各委員からの主な発言)

- ・ 平成23年最高裁大法廷判決は1人別枠方式自体が憲法第14条に反するとし、平成25年最高裁大法廷判決は平成23年判決を踏襲したものである。国会としては、最高裁判所が示した憲法判断のうち現に判例としての効力を有する判断に反する立法は許されないと解されるのであり、当調査会の答申も最高裁判例の趣旨に沿ったものでなければならない。
- ・ 一票の較差の問題、特に都道府県への定数配分については、一般的に関心が低く、現実に知らないがゆえに議論の全体性を知りたいという欲求があるので、世論の理解度や需要の観点から、この議論の幅を見せていくことが非常に大事である。
- ・ 平成23年判決に対して、立法府は区画審設置法の1人別枠方式に関する条文を削除して対応した。今後の立法府の対応については、まさに立法裁量の話で、将来を見据え、憲法を踏まえた上でどういう仕組みをつくるかということであり、過去の制度についての判断とは異なる観点からの考え方があり得るのではないか。
- ・ 都道府県への定数配分は、各選挙区割りの通過点にすぎない。憲法が要請しているのは一票の価値の較差にほかならず、最終的に各選挙区間の較差が2倍未満であるということが究極の憲法上の価値の部分である。
- ・ 平成23年判決は、1人別枠で割り当てるという部分を経過措置として

見ており、その経過措置としての役割を終えたので、ある時点から違憲状態に入るとしたものであり、その意味での判断であるから、大法廷の判例を変更したわけではない。

- ・ 区割りの見直しは、原則として、大規模国勢調査の結果により行われるが、国勢調査の簡易調査において、選挙区間の較差が2倍以上となった場合には、都道府県への配分はそのままにして区割りの見直しを行うこととすることも考えられる。
- ・ 小選挙区制度における過剰代表的性格を緩和するために、比例代表の当選者の決定方式を検討することも考えられるが、それによりドラスチックに選挙結果が変わり、小政党の乱立や非常に小さな政党がかえって議席を増やすなど政権与党を形成していくことがやりにくくなったり、比例代表の性質である不安定性が助長されることもあり得なくはないので、慎重に検討する必要があるのではないかと。
- ・ 有権者にとって選択肢が多い方がよいとすれば、各政党が名簿をしっかりと準備しやすいようにブロックの規模をある程度大きくすることも考えられるのではないかと。
- ・ 比例代表のブロックの規模を大きくした方が比例代表の効果が出る。しかし、道州制議論の行方や参議院の比例代表選挙の在り方などもあるので、現段階では、現在の比例代表のブロック数を維持することでよいのではないかと。

- ・ 比例代表のブロックについては、ブロック数の変更だけではなく、ブロックの構成なども抜本的に検討すべきであるので、現段階で比例代表のブロック数だけの変更を行う必要はない。
- ・ 仮に定数削減を比例代表で行うとすれば、小選挙区制における過剰代表的性格を考慮して、当選者の決定方式を検討することも必要であるので、総数の問題と（当選者の）決定方法の問題は、分離せずにセットで議論した方が現実に妥当する。

#### 答申案起草委員会の委員について

佐々木座長、大石委員、大竹委員及び曾根委員が委員となった。

#### (2) 次回の日程

平成 27 年 11 月 19 日（木） 15 時